

スクラム

2022年7月号
第207号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

ベトナム人実習生スオン・ティ・ヴォットさんの事件から

2020年11月12日、東広島市志和町のベジスタイル（株）で働くベトナム人技能実習生、スオン・ティ・ヴォットさんが、死体遺棄容疑で逮捕された。逮捕容疑は実習先会社の寮の敷地内に、生んで間もない女児の遺体を埋めて遺棄した疑いである。

広島地裁での判決

5月31日、三村三緒裁判長の下で行われた裁判員裁判でヴォットさんへの判決が下された。判決主文は、以下の通り。

被告人を懲役3年に処する

未決勾留日数中350日をもその刑に参入する

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する

この判決を重いと見るか、軽いと見るかは別として、ヴォットさんに執行猶予がついたことは良かった。

検察は、事件の背景にある実習生制度の問題点を取り上げることもなく、単なる犯罪として扱い、懲役4年の求刑を行った。裁判員裁判では、岩下執行委員の証言を取り入れ、実習生制度の問題点を考慮した判決となった。三村裁判長は「妊娠・出産すればベトナムに帰される」というウワサを信じたこともやむを得ない、などと述べたが、そうではない。事実として、妊娠・出産すれば強制帰国させられる事態が相次いでいる。

およそ、ベトナムからの実習生たちは100万円ぐらいの借金を抱えて来日する。100万円と言えば、ベトナム人実習生にとって約3年分の年収に相当する。最初の1年間で借金を返し、残りの2年間で300万円を蓄えて帰国したいというのが、彼らの希望である。もし、1年に満たないような期間で、強制帰国となれば、母国で膨大な借金を抱えて路頭に迷うことになりかねない。それは彼らにとって、大きな恐怖である。

ヴォットさんも、その恐怖から、誰にも相談できずに一人で悩み苦しんだのである。今回のような悲劇をなくすためにも、外国人技能実習生制度は廃止しなければならない。

「9条改憲の危険な動き」講演学習会報告 柳 由紀夫

NPO 非正規労働相談センターひろしまは、6月25日、山田延廣弁護士を講師に、「9条改憲の危険な動き」と題する講演学習会を開催した。スクラムユニオンのメンバーも参加し、いま何が起きているかを学んだ。

山田弁護士は、まず、戦争は、歴史的に見ても「自衛」の名で始まること、かつ謀略的手段をもって開始させられたこと、そして、権力者が仕掛ける戦争で被害を受けるのは常に労働者・市民、兵士であることを明らかにした。

参院選前の状況として、マスコミが、中国脅威論（台湾問題）をさかんに吹聴し、「9条を唱えるだけでいいのか」と、日本の軍事力強化・軍備増強・9条改憲をあおっている。これに乘じ、自民党が、軍事費拡大、反撃能力

（敵基地攻撃能力の言い換え）、改憲を参院選の争点としている。公明党は当然としても、維新・国民民主も自民党に同調した危険な状況であり、改憲勢力を選挙で勝たせてはいけないと強調した。

続いて、「憲法に自衛隊を明記することによって、自衛隊は憲法上の国家機関となり、9条の1項、2項の『戦争の放棄』、『戦力の不保持・交戦権の否認』という拘束がなくなってしまう」と、その危険性をわかりやすく説明した。そして、改憲の本質は、自衛隊を憲法に明記し、日本がアメリカとともに敵基地を攻撃できるようにするものだとも明らかにした。

また、ロシアや中国が攻めてきたら怖い、防衛力強化に賛成という国民の素朴な意識に対し、①軍拡競争には際限がなく、その先には平和がない ②戦争の原因の芽を摘む外交努力をすべき、③憲法9条は政府行為を制限するルールだから自民党は専守防衛としか言えず、平和は守られてきたと反論した。

講演の後、会場から、緊急事態条項について質問が出された。これに対して、山田弁護士は、自民党は災害時を想定しているのごまかしているが、本当は戦争を考えていて、内閣総理大臣が緊急事態を宣言すれば、法律に変わる政令で自由に国民の人権を制約することができるものだとも説明された。それを聞いて、私は、まさに内閣総理大臣に戦時の非常大権を与えるものと思った。

最後に、山田弁護士は「なぜ、あの時戦争を止めなかったのかと後世の人から言われぬように、いまここで頑張る」と、ご自身の決意を述べられた。

この講演会を学習して、自民党政権が中国脅威論をあおり、日米軍事同盟を強化し、日本の軍事大国化、憲法改悪へと進むとする危険な動きに反対する取り組みを強めていかなければならないと改めて思った。



本土復帰50年 第45回 平和行進に参加して

2022・5・15

竹本 淳一

今回初めて沖縄の平和行進に参加させていただきました。この平和行進自体、コロナの影響で、3年ぶりの開催でした。今年は本土復帰50年の節目の年で、NHKなどによる沖縄の特集を数多く放送していたので、沖縄の歴史を理解して参加できました。沖縄では、米軍や日本政府による虐げられた歴史からの脱却を目指すこと、さらに沖縄の未来の平和に向けて、沖縄県民全員が真剣に考え、少しずつでも前に進まなければいけないという熱い団結力を感じました。

沖縄の苦難は、1945年に始まります。アメリカは日本本土を攻める前に、沖縄を軍事的拠点や燃料補給地として利用する為に、徹底的に攻撃しました。沖縄を壊滅的に破壊し、約18万8000人の死者、行方不明者をだし、沖縄の人口の約4人に1人が亡くなったと言われています。終戦を迎えた後もアメリカ支配は続き、祖国復帰運動を経て、1972年に27年間に及ぶ米軍支配から日本に復帰しました。しかしながら、日本全土のわずか0.6%の面積に過ぎない沖縄に、在日米軍基地の71%がおしつけられ、現在、アメリカの太平洋の軍事的拠点となっています。今現在の沖縄の課題とは、



- ・日米政府に民意を尊重させ、辺野古新基地建設を断念させる。
- ・県民の総意である普天間基地の閉鎖、返還させる。
- ・石垣島、宮古島への自衛隊ミサイル部隊を許さず、南西諸島の軍事要塞化に反対する。
- ・普天間基地のオスプレイ配備を撤去させ、嘉手納基地への空軍使用オスプレイの配備に 反対し、高江ヘリパットを撤去させる。
- ・米軍廃棄物の完全撤去と米軍北部訓練場を全面返還させ、世界自然遺産登録地を拡充させる。
- ・新浦添軍港計画を断念させ、自然環境を守ろう。
- ・改憲を断固阻止する。

以上の沖縄の課題を中心に、1000人を超える参加者が、宜野湾市民会館中庭から八重島公園の約9キロを途中右翼団体に妨害行為やヘイトスピーチを繰り返される中、平和行進しました。

上記の表向きの問題の他に、沖縄県民所得などの問題も抱えています。本土住民の約7割しかない所得の問題です。低賃金、低貯蓄で、全国最下位である現実が、米軍依存せざるを得ない状況を生み出しています。その一方で、米国関係者による事件、事故があとを立たず、立ちはだかる日米地位協定の壁が、沖縄の人を苦しめています。

安心して暮らせる社会を目指して、基地のない平和で豊かな自然を取り戻して欲しいと願わずにはいられません。二日目の夜に沖縄民謡ショーで食事しましたが、感動するものでした。沖縄の反戦歌のメロディーと節が心にしみ込んでくるのを感じました。これからも歌い続けてほしいと思います。



闘争短信

(株) フォーブル バス乗務員全員に未払い残業代を支払わせた闘い

2021年末、2名の組合員の1日8時間、週40時間を越えた残業代について、割増賃金を払うよう会社に要求し、団体交渉を行った。交渉の中で、未払い残業代が発生する原因は、会社が本来採用できない変形労働時間制を適用して計算していることに起因していることが明らかになった。乗務員一人当たりの未払い残業代は月平均2万円にものぼる。会社は、「変形労働時間制が適用できる」と主張したが、私たちはフォーブルの乗務員の1月の所定労働時間は平均200時間もあり、法定労働時間を超えることから変形労働時間制は採用できないと主張した。会社は、北労働基準監督署とも相談し、結果として2名の組合員への支払い義務を認め、2022年の3月に、これまでの未払い残業代を支払った。会社は、現職組合員T氏に対しても、2年間の未払い残業代に相当する一定の金額を支払った。また、乗務員全員に対しても、一定額の保障金を支払った。組合員のみならず、全従業員へ残業代未払い分を支払わせたことは、きわめて大きな成果であった。

また、団交の席で、会社に「(乗務前の) アルコールチェックから(乗務した後の) アルコールチェックまでが原則、労働時間だ」と言わせ、6月ダイヤ改正で現行の仕業の始業時刻、終業時刻を実態に合うように見直させた。

全ての仕業について国の改善基準告示を満たすために

フォーブルでは、国がバス運転士の労働条件を改善するために定めた「改善基準告示」が満たされていない。長時間拘束や4時間超の連続運転が発生する仕業を改善させることは大きな課題であった。私たちの改善要求に対して会社は、団体交渉の場で、「運輸支局からの指導も受け、2022年5月のダイヤ改正に合わせて全ての仕業を、改善基準を満たすものに見直す」と回答した。

にもかかわらず、6月4日に改定されたダイヤには、依然として長時間拘束や4時間超の連続運転が発生する仕業が残っていた。組合として、乗務員の健康を守るためにも、すべての仕業を「改善基準告示」を満たすものにする取り組みを強めていく。

広島県労委に不当労救済申立

会社は、従前のやり方では変形労働時間制を採用できないことがわかった。しかし、会社は、変形労働時間制導入に固執した。残業代を支払わなくてもいいようにするためである。そこで乗務員に提示する勤務割に小細工をして、この5月以降、変形労働時間制の採用を改めて強行してきた。

さらに、会社は「5月のやり方では変形労働時間制は採用できない」と抗議するT組合員に対してのみ、出勤日を減らし、無理やり、週平均40時間(1か月の総所定労働時間が171時間)に収まる6月

の勤務割表を提示した。会社は、この勤務割表提示をもって変形労働時間制を適用し、T組合員の6月分残業代をゼロにしようと画策した。

この動きに対して、私たちは「会社は変形労働時間制導入に合理的説明もなく固執し、T組合員に対してのみ残業代をゼロにするという差別的取扱いを行っている」と直ちに抗議した。そして、抗議を無視する会社の一連の行為が不誠実団交であり、組合員に対する不利益取扱いであり、不当労働行為であるとして広島県労委に救済を申し立てた。

長時間働いた分それ相当の残業代を払わせるのは当然である。組合は、フォーブル職場の労働条件の改善を求めて闘いをさらに強めていく。

(株) インターソフト

インターソフトを相手取って行われていた労働審判が終結し、11月19日、審判が出された。内容的には、Fさんの訴えがほぼ認められ、勝利した。

- 1, Fさんがインターソフトの労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2, インターソフトは、Fさんに対して2020年11月分から2021年6月分までの未払い給与として252万円及び支払い済みまで年3%の金利を支払え。
- 3, インターソフトは、Fさんに対して2021年7月から本審判が確定するまでの間、毎月25日、31万5000円及び各支払日の翌日から年3%の金利を支払え。

そもそも、インターソフトの大島弘嗣社長は、長年勤めてきたFさんを退職させようときわめて陰険なやり方を取ってきた。それが「賃金を半分にするか、時給1000円のパートとして働くか」という提案であった。Fさんは、年老いた母の面倒も見なければならず、とても生活できないと考え、自ら退職する道を選んだ。労働審判の中で、裁判官から「どうして、両方とも断らなかったのですか?」と問いかけられ、その時は頭が真っ白になってしまい、どちらかを選ばなければならぬと思い込んでしまいましたと答えた。多くの労働者が、リストラに遭う時、「退職か、賃金の大幅切り下げか」と二者択一を迫られ、泣く泣く退職を選択してしまう誤りをFさんもしてしまったのである。正しい選択は「どちらでもいいです」と断ることである。Fさんは、このことを自身の体験で知った。

インターソフトは、2週間の期間ギリギリに本訴を提起してきた。審判に従わず本訴で再度争う道を選んだのだ。大島弘嗣社長は、Fさんの主張が通ったことが、よほど気に食わなかったに違いない。

破産手続き開始と解雇通知

この審判に対して、大島社長がすんなり応じることはないだろうという判断の下、債権の差押えを行った。この差押えは無事行うことができた。問題はここからである。裁判途中であるにもかかわらず、大島社長は、インターソフトの破産手続きを開始した。これは裁判に負けても、Fさんに1円たり

とも支払わないという意思表示であった。社長の人格がよく表れたできごとである。しかも丁寧に、4月28日をもってFさんを解雇するという解雇通知を送ってきた。この解雇通知は、労働契約上の権利がいままで続いていたことを会社が自認したことを意味する。今後、しばらくはややこしい対応を迫られるが、Fさんの権利を守るために最後まで闘い続けるつもりである。

NPO エス・アイ・エヌ

2021年4月、広島県労委に行った不当労働行為救済申立に対して、今年7月1日、命令書が交付された。内容的には、申立人の全面的勝利であった。

主文は以下の通り。

- 1, NPO エス・アイ・エヌは、エス・アイ・エヌ労組の組合員小林に対する解雇、同労組執行委員長野村に対する解雇をそれぞれなかったものとして取り扱い、同人らを原職または原職争闘色に復帰させ、同人らに対し、解雇の日から原職に復帰させるまでの間、同人らがえたであろう賃金相当額（一時金相当額を含む）及びこれに対する支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2, NPO エス・アイ・エヌは、本命令書を受領した日から2週間以内に、下記の文書をスクラムユニオン並びに小林、野村にそれぞれ交付しなければならない。

「当法人が、貴組合の執行委員長野村及び組合員小林を解雇したことは、広島県労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び同条第3号にあたる不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。」

特定非営利活動法人エス・アイ・エヌは、就労継続支援B型事業所を運営し、様々な障がい者の自立に向けた活動を行うところである。ここでの労働条件の改善と利用者の環境改善のために、野村さんと小林さんは労働組合（単組）を結成して立ち上がった。これを快く思わないNPO理事たちは、さまざまな手口を使って露骨な組合潰しを行ってきた。その最たるものが、小林さんに「通勤交通費の詐取」という嫌疑をかけ、懲戒解雇処分を行い、残った中心メンバーである野村さんに対して、必要もない配置転換を行い、拒否したことを口実に懲戒解雇処分を行ったことである。

エス・アイ・エヌ労組は、スクラムユニオンに単組加盟し、ともに不当労働行為救済申立を行うことになった。

そして、1年あまりに及ぶ労働委員会での調査、審問を経て、上記のような命令を獲得することができた。今回のような露骨な組合潰しに対して、負けることはないと思っていたが、結果が出るまでの間、当事者もさまざまな不安と闘っていた。

新聞報道によると、NPO エス・アイ・エヌは、広島地裁に処分取り消し訴訟を提訴するつもりのものである。第2ラウンドが始まるのもそう遠くない。

東和ユニオン分会 6.29 全面勝訴判決をかちとる!!

東和環境科学で排ガス測定業務に携わっていたAさんは、2020年末に突然、会社から退職を勧奨され、それを断ると強制配転された。2021年6月に、「本社への配転は配転命令権の濫用だ」と本社への就労義務不存在を確認する裁判闘争に突入した。本年6月29日に広島地方裁判所で判決が言い渡された。全面勝利の判決であった。

主文は以下のとおりである。（原告=Aさん、被告=東和環境科学）

1. Aさんが、東和環境科学の本社ソリューション部環境システムグループに勤務すべき労働契約上の義務がないことを確認する。
2. 東和環境科学は、Aさんに対し、220万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

判決では、原告の主張が全面的に認められた。

①「被告は、原告が、談合等の被告のコンプライアンス違反行為について、関与を拒否したり、是正を求めたりしており、上記違反行為を外部に通報するおそれがあったことから、原告を被告から排除して上記違反行為を隠蔽することを企図し、小刀部長をして、原告の言動によりストレスを受けて疲弊したなどと主張させ、（中略）、原告を対人トラブルの絶えない他の従業員と折り合いの悪い従業員と決め付け、原告に対し、本件退職勧奨を行ったものと推認するのが相当であり、退職勧奨は社会的相当性を逸脱するものである。」

②「被告平川社長の言動が、退職しないのであれば、『いであ』に出向させ、又は福島県に配置転換して除染業務に従事させる、従事しないのであれば、業務命令違反として解雇するという意思表示をし、原告を退職させようとしたものである。」

③「今回の配転は、なお原告が退職しないことから、本社ソリューション部への配転を命じたもので不当な動機・目的をもって行われたものと認められる、業務上の必要性に基づき行われたものではないのであるから、権利を濫用するものとして無効である。」

この判決は、Aさんと同じように理不尽な不当配転を闘っている全国の仲間にも大きな励ましになるだろう。このような全面勝利判決が勝ち取れたのは、会社のコンプライアンス違反行為を正そうとするAさんの強い信念とAさんを支える職場の仲間、組合本部の支援活動、そして、山田弁護士の弁護活動のたまものである。

会社は、時間稼ぎのために控訴する可能性もあるが、組合としては分析課への「復職」を求めて闘っていく。

スオン・ティ・ヴォットさん支援のお願い

2020年11月、東広島市志和町で乳児の遺体が見つかった事件について、ベトナム人技能実習生の支援活動を引き続き行っています。ヴォットさんは保護責任者遺棄致死の罪で起訴され、1年半にわたって拘留所に留め置かれ、2022年5月31日に、懲役3年執行猶予4年の判決を受け、直後に帰国しました。

ベトナムに帰国したヴォットさんと連絡を取り、彼女が前向きに新しい人生を歩んでいけるようサポートしていきます。今後、二度と同じような悲劇を生まないためにも、彼女を助けてあげられなかった実習生制度、支援体制の不備、そして、医療を反省し、私たちは支援金を募り、ヴォットさんに届けようと思います。皆さまのご協力をお願いいたします。

よろしくお願ひします



郵便振替 01310-1-65053 (スクラムユニオン・ひろしま)

振り込む際には、必ず氏名と電話番号をお書きください。ご連絡させていただきます。

明るく前に進もうとする彼女の姿を必ず皆様のもとにお届けできるよう、活動していきます。

ヴォットさんを支援する会代表 岩下康子

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

6月の報告 (一部抜粋)	7月の予定 (一部抜粋)
1日 全国キャラバン鳥取集会・コムテック	1日 広島県労委命令書交付 (エス・アイ・エヌ)
5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	7日 タン・バオ労働審判
6日 アセダック団交・アスベストユニオン	8日 フジアルテ団交
7日 反貧困ネット・ユニオン交流会	10日 郵政ユニオン中国地方定期大会
8日 アバンセ団交・NPO 事務局会議	11日 日本生命団交・書記局会議
12日 全国キャラバン・東京デモ・実習生ネット	13日 反貧困ネット役員会・NPO 事務局会議
13日 全国キャラバン・省庁交渉	14日 フォーブル裁判・実習生ネット・マイライフ団交
14日 エイジトレーディング団交・コムテック団交	17日 スクラムユニオン・ひろしま第21回 定期大会 14時～ 西区民文化センター
18日 安全運輸団交・タン、バオ打ち合わせ	20日 中国帰国者の会
20日 ワイテクノ団交・書記局会議	22日 優輝福祉会団交
22日 MSC 裁判・市役所報告 (岩井)	27日 MSC 裁判
23日 アバンセ団交・継承する会総会	28日 県労協幹事会
24日 バオ帰国 (実習生) 見送り・県労協幹事会	8月7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 他
26日 岩下講演会 (ベトナム友好協会)・共生フォーラム	
27日 フジアルテ事務折衝・優輝福祉会団交	
28日 本誌事務折衝・全国キャラバン総括	
29, 30日 出雲相談会 他	